

平成 29 年司法書士本試験午後の部記述式商登法解答例

第 37 問

※ 本来の解答例は太字で記載してある部分です。答案作成に際して注意すべき点を活字のポイント小さくして記載してありますので、参考にしてください。また、<×○○>と記載してあるのは、受験生がよくする間違いの解答例です。同じ間違いをしていないかどうかを確認してください。

※ なお、単に「注」とあるのは、問題文中の（答案作成に当たっての注意事項）を意味しています。

第 1 欄

【登記の事由】

本店移転

支配人を置いた営業所の移転 ←同時申請（商登規 58）

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更

取締役、代表取締役及び監査役の変更

【登記すべき事項】

平成 29 年 5 月 15 日本店移転 ←別紙 8 の 8

本店 東京都中央区築地台八丁目 9 番 1 号

同日東京都中央区西京橋一丁目 1 番 1 号の支配人 E を置いた営業所の移転

支配人 E を置いた営業所 東京都中央区築地台八丁目 9 番 1 号

平成 29 年 3 月 11 日次のとおり変更

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

普通株式 6000 株

甲種株式 2000 株

乙種株式 1000 株

甲種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 3% の剰余金の配当を受け
るものとする。←変更がない部分も記載する

乙種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 6% の剰余金の配当を受け
るものとする。ただし、乙種類株式は株主総会において一切の議決権を有しない。

取締役 A、取締役 B、取締役 C、監査役 D（任期満了により）平成 29 年 3 月 11 日退任

☞乙種類株式を譲渡制限種類株式としなかったことにより公開会社（会 2⑤）となったため退任（会 332
VII③, 336IV④）

同日代表取締役 A（資格喪失により）退任

平成 29 年 3 月 11 日<× 8 日>次の者就任 ←別紙 5

監査役 F

平成 29 年 5 月 15 日次の者就任

取締役 A

取締役 B
取締役 C
東京都渋谷区北渋谷九丁目 8 番 7 号
代表取締役 A

【登録免許税額】

金 9 万円

- ☞本店移転は、「金 3 万円」である（登録税別表第一・二十四・（一）ヲ）。
- ☞取締役、代表取締役及び監査役の変更は、役員変更時点の資本金の額が 1 億円を超える 1 億 2,000 万円の会社であるから、役員変更分として、申請件数 1 件につき「金 3 万円」である（同カ）。
- ☞支配人を置いた営業所の移転及び発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更については、その他変更分として、申請件数 1 件につき「金 3 万円」である（同ツ）。
- ☞したがって、合計「金 9 万円」となる。なお、本申請には定率課税が含まれていないので、問 1 ただし書の指示にかかわらず、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

【添付書面の名称及び通数】

取締役会議事録 1 通

- ☞本店移転及び代表取締役の選定の各決議が有効になされたことを証するために「別紙 7」を添付する（商登 46II）。

株主総会議事録 2 通

- ☞発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容に関する定款の変更、監査役の選任決議及び取締役、代表取締役及び監査役の退任を証するため「別紙 3」を（商登 46II, 54IV）、取締役の選任決議を証するため「別紙 6」を添付する（商登 46II）。

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数を証する書面（株主リスト） 1 通

- ☞商登規 61III。決議ごとに添付を要する当該書面に記載すべき内容が一致するときは（別紙 2 第 10 条、別紙 8 の 3 また書）、その旨の注記がされた当該書面が 1 通添付されていれば足りる。

定款 1 通

- ☞別紙 2 の第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 17 条第 1 項、第 22 条を証するため添付（商登規 61 I）

種類株主総会議事録 1 通

- ☞発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容に関する定款の変更、取締役、代表取締役及び監査役の退任を証するため「別紙 4」を添付する（商登 46II, 54IV）。

普通株式を有する株主の氏名又は名称、住所及び議決権数を証する書面（種類株主リスト） 1 通

- ☞商登規 61III。

監査役の就任承諾書 1 通 ←別紙 5, 商登 54 I

監査役の本人確認証明書 1 通 ←商登規 61VII

取締役の就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する

☞「再任」取締役A、B及びCについては、株主総会議事録に「いずれも席上即就任を承諾した」旨の記載があるので、就任承諾書（商登 54 I）は、注2の指示に従い、その記載を援用して、その添付を省略する。

<×取締役の本人確認証明書 3通>

☞取締役は全員「再任」のため添付不要（商登規 61VII本文かつこ書）

代表取締役の就任承諾書は、取締役会議事録の記載を援用する

☞取締役会議事録（別紙7）に「被選定者は席上就任を承諾した」旨の記載があり、かつAは登記所に提出している印鑑を押印している（注8の7また書）が、再任であるため、印鑑証明書を添付する必要がないので（商登規 61IV後段かつこ書・V）、注2の指示に従い、代表取締役の就任承諾書（商登 54 I）は、その記載を援用して、その添付を省略する。

<×印鑑証明書 4通>

☞従前の代表取締役であるAが「登記所に提出している印鑑」を押印している（注8の7また書）ので、取締役会議事録に出席した取締役及び監査役（注8の7）の印鑑証明書の添付は不要であり（商登規 61VIただし書）、代表取締役であるAは「再任」であるため、代表取締役の就任承諾書に押印した印鑑についての印鑑証明書も添付する必要がない（商登規 61IV後段かつこ書・V）。

委任状 1通 ←商登 18, 24⑦

第2欄

【登記の事由】

取締役の変更 ←法定清算人の就任の登記の前提登記として必要

<×会社>解散

<×取締役会設置会社の廃止、取締役及び代表取締役の退任、支配人の代理権消滅>

☞職権抹消（商登規 72 I ①, 59）

平成 29 年 6 月 27 日清算人<×精算人>及び代表清算人の就任<×選任>

☞法定清算人の登記については、その解散の日を冠記する。登記すべき事項に就任日付を記載しないことによる。登記期間（会 928 I）を検証するための日付の記載である。

☞法定清算人の場合は、選任ではなく、「就任」と記載すること。

支店の廃止

【登記すべき事項】

取締役B平成 29 年 6 月 26 日死亡 ←別紙9の1

平成 29 年 6 月 27 日<×26日>存続期間の満了により解散 ←商登 71 I

☞解散日付は、初日不参入で起算、期間満了日の「翌日」

<×平成 29 年 6 月 27 日次の者就任>

☞就任日付を記載しないことに注意する。なぜなら、これらは解散と同時に就任するからである。したがって、「登記の事由」にその解散の日を記載することとされている。

清算人 A ←会 928 I ①

清算人 C

東京都渋谷区北渋谷九丁目 8 番 7 号 ←会 928 I ②

代表清算人 A

<×当会社は、清算人会設置会社である> ←会 928 I ③, 定款の定めなし別紙 2, (注 3)

<×支配人 E 平成 29 年 6 月 29 日辞任> ←別紙 9 の 2 →登記申請不可 (第 3 羅)

平成 29 年 6 月 30 日東京都中央区築地台八丁目 9 番 1 号の支店を廃止 ←別紙 9 の 3

【登録免許税額】

金 9 万 9,000 円

☞取締役の変更は、役員変更時点の資本金の額が 1 億円を超える 1 億 2,000 万円の会社であるから、役員変更分として、申請件数 1 件につき「金 3 万円」である (登録税別表第一・二十四・(一)カ)。

☞解散の登記は、申請件数 1 件につき「金 3 万円」である (同 (一)レ)。

☞清算人の就任の登記は、申請件数 1 件につき「金 9,000 円」である (同(四)イ)。

☞支店の廃止の登記は、その他変更分として、申請件数 1 件につき「金 3 万円」である (同 (一)ツ)。

☞したがって、合計「金 9 万 9,000 円」となる。なお、本申請には定率課税が含まれていないので、問 2 ただし書の指示にかかわらず、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

【添付書面の名称及び通数】

戸籍個人事項証明書 (or 死亡届) 1 通 ←商登 54IV

定款 1 通 ←常に添付 (商登 73 I)

<×清算人の就任承諾書> ←添付不要 (商登 73 II)

<×印鑑証明書> ←商登規 61IV・V・VIの適用ナシ

清算人の決定書 1 通 ←会 482 III ②, 商登 46 I

委任状 1 通 ←商登 18, 24⑦, 20 II (注 6)

第 3 欄

支配人 E の辞任による代理権の消滅の登記

支配人 E の代理権は解散により消滅していることから、解散登記の際に職権抹消される。したがって、解散後に辞任をしてもそれに基づく登記をすることはできない。

☞別紙 9 の 2, 商登規 59